

令和3年2月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和3年2月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和3年2月26日(金)午後1時40分から午後3時54分

2 場 所 松本市音楽文化ホール 小ホール

3 出席農業委員 21人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	7番	小林 弘也
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
11番	窪田 英明	12番	塩原 忠
13番	田中 悦郎	14番	柳澤 元吉
15番	長谷川直史	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	前田 隆之
19番	橋本 実嗣	21番	波多腰哲郎
22番	三村 晴夫	23番	塩野崎道子
24番	二村 喜子		

4 欠席農業委員 4人

6番	金子 文彦	10番	岩垂 治
25番	上條信太郎	26番	堀口 崇

5 出席推進委員 6人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推3番	大澤 好市	推5番	太田 辰男
推11番	上條 一利	推15番	波田野裕男

6 議 事(農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件.....(議案第190号~第197号)
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件.....(議案第198号~第202号)
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件.....(議案第203号~第205号)
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件.....(議案第206号~第209号)
- オ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件.....(議案第210号)
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
.....(議案第211号~第213号)

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 令和2年度農業所有適格法人の要件等確認結果について
- イ 山林化農地に関する非農地判断の結果について
- ウ 令和3年度農業委員会行事計画について
- エ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 査	中野 雅年
		〃	主 事	藤井 勇太
		〃	主 事	保科 黄
		〃	事 務 員	増澤 千尋
		農 政 課	主 任	羽入田未咲
		〃	主 事	宇治 樹
		西部農林課	主 査	辻 茂希

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 18番 前田 隆之 委員

19番 橋本 実嗣 委員

〔書記〕板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長 それぞれ次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第190号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたします。

別冊の総会資料を手元にご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をしていただきます。

増澤事務員。

増澤事務員 農業委員会事務局、増澤でございます。

着座にて失礼いたします。

今月の新規就農者をご説明させていただきます。

表紙裏面をご覧ください。

1番、〇〇〇〇さんです。住所地、農地所在ともに旧市、495平米を借入れ予定、就農目的は自家消費を中心とした農業です。栽培予定は野菜と伺っております。農業従事者は本人のみ、議案1ページ、1番に該当いたします。署名は青木農業委員にいただいております。

2番、〇〇〇〇さん、住所地は奈川、農地は今井です。2筆、5,888平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定は白ネギを伺っています。農業従事者は本人のみ、出荷先は〇〇、販売量はネギ2万4,000キログラム、販売額は650万円を見込んでいらっしゃいます。波田で4か月間、スイカ、イチゴ、ネギ等の栽培を経験していらっしゃいます。今後、農地の近くに住む予定と伺っておりまして、通作距離は3キロ、車での移動を予定していらっしゃいます。今後は現状維持を予定してあります。議案3ページ、50番に該当いたします。署名は橋本農業委員と田中農業委員にいただいております。

3番、〇〇〇さんです。住所地、農地所在地ともに四賀です。2筆、1,475平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定は水稻です。農業従事者は2名、本人と配偶者と伺っております。出荷先は〇〇を予定されています。販売量は490キログラム、販売予定額は12万円です。一般農家で技術等を習得されました。通作距離は500メートル、車で移動されるということです。今後は規模拡大を予定していらっしゃいます。議案4ページ、65番に該当いたします。署名は金子農業委員にいただいております。金子農業委員、本日ご欠席ですが、金子農業委員からは、本人やる気があり、今後期待ができるということでお認めいただいたというふうに伺っております。

4番、〇〇〇〇さんです。住所地は波田、農地所在地は奈川です。2筆、2,304平米を借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とした農業で、栽培予定は野菜です。農業従事者はお2人で、ご本人とのお母さんと伺っております。議案4ページ、69番に該当いたします。署名は橋本農業委員にいただいております。

今月の新規就農者の説明は以上となります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明いただきまして、地元委員からの補足説明をお願いいたします。

1番でございますが、旧市であります。青木委員さん、お願いします。

青木農業委員

〇〇さんでございますが、蟻ヶ崎、今度借りる畑も蟻ヶ崎、住んでおられるところも蟻ヶ崎なんで、すぐ近くのですけれども、神沢の池を山のほうの上に上がっていったところなんです、一番高台のところの実は遊休荒廃地なんです、きれいに整備を少しされてきているようなんです、

まだ雑木、木の根っこがたくさんあるようなところなんですけれども、そこを開拓しながら野菜を作っていきたいというお話でございまして、実は何でそこまでしてやるんだと言ったら、私は農業が好きで、どうしてもやりたいんだということで、大変やる気のあるお話を伺いましたんで、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

2番と、それから4番につきましては奈川地区でありますので、この2つを橋本委員さん、お願いします。

橋本農業委員 2番の〇〇〇〇さんですが、住所は奈川になっていますが、借りる農地は波田、そういうことありますので、3月半ば、今井か笹賀のほうに借りて、そこから農耕するという通う、そういうことあります。

そして、この〇〇〇〇さんに自分も聞いたんですが、おまえ、これだけの面積のものを本当にできるのかと聞いたところ、自分は一生懸命やりますと。農業経験は、前の農業法人の〇〇〇〇〇〇〇さんでいろいろ教わったということで、冬は何をやっているのか。冬はスキー場へ勤めていました。今後は、この農作業のほか、冬のほうも仕事があれば携わるし、冬のほう、仕事があれば、またいろいろ考えて、冬の仕事は考えます。だけれども、一生懸命やりますので、よろしくをお願いしますということでありますので、認めましたので、よろしくをお願いします。

それと、〇〇さんですが、〇〇さんはこの農地を、この〇〇さんのお父さんと貸せる農地のお兄さん、兄弟でありまして、やっぱり荒廃農地にさせちゃいけないということで、野菜を作りたいということでありますので、認めましたので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しましてほかの委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第190号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

すみません、ちょっと順序を間違えました。すみません。

それでは、羽入田主任より議案書の説明をお願いいたします。

羽入田（農政課） お世話になっております。農政課の羽入田です。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

別冊資料1ページ目をご覧ください。

5 - (1) - ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第190号になります。

合計のみ申し上げますので、22ページをご覧ください。

合計、一般、筆数196筆、貸付け105人、借入れ79人、面積30万8,127平米。

経営移譲、筆数20筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,173.02平米。

所有権の移転、筆数16筆、貸付け6人、借入れ5人、面積2万1,862平米。

第18条2項6号関係、筆数3筆、貸付け2人、借入れ2人、面積8,797平米。

農地中間管理権の設定(一括方式機構集積関係)、筆数197筆、貸付け121人、借入れ1人、面積32万3,229平米。

農地中間管理権の設定(一括方式機構配分関係)、筆数181筆、貸付け1人、借入れ56人、面積30万2,627平米。

合計、筆数613筆、貸付け236人、借入れ144人、面積96万9,815.02平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数297筆、面積50万5,816平米、集積率は81.64%です。

議案第190号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第190号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第191号 集積計画決定の件につきましてを上程いたしますが、本件は委員に関する案件になりますので、農業委員会法31条の規定によりまして、橋本委員には退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 続きまして、23ページをご覧ください。
議案第191号になります。
合計のみ申し上げます。
合計、一般、筆数3筆、貸付け2人、借入れ1人、面積2,044平米。
第18条2項6号関係、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積569
平米。
合計、筆数4筆、貸付け3人、借入れ2人、面積2,613平米。
上記の利用権設定のうち、一般分の認定農業者への集積はゼロ%、第18
条2項6号関係の認定農業者への集積率は100%です。
議案第191号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約いたします。
議案第191号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の
皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きまして、192号 農用地利用集積計画の決定についてを上程いたし
ますが、本件は私に関する案件になりますので、農業委員会法31条の規
定によりまして、私は議事に参与できませんので、退室をさせていただきます。
進行は会長代理をお願いいたします。

(小林農業委員 退席)

田中会長代理 それでは、本件につきまして、会長に代わりまして私が議事進行を務めて
まいります。
まず、議案について、農政課から説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 続きます、24ページをご覧ください。
議案第192号です。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数8筆、貸付け1人、借入れ1人、面積8,389平米。
上記の利用権設定のうち、認定農業者への集積は100%です。
議案第192号は以上になります。

田中会長代理 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

田中会長代理 ご意見ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第192号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

田中会長代理 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退席している小林委員の入室を許可いたします。

(小林農業委員 入室)

田中会長代理 議事参与の制限に関わる議題が終了いたしましたので、議長を小林会長に交代しまして、議事の進行を引き続きお願いいたします。

議長 続きます、議案第193号 農用地利用集積計画の決定についてを上程をいたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、農業委員会法31条の規定によりまして、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 続きます、議案第193号です。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積244平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第193号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約をいたします。
議案第 193号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております濱委員の入室を許可をいたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案 194号でございますが、上程をいたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、規定によりまして、信太郎委員に退室をお願いするところでございますが、今日は欠席でございますので、続いて農政課から説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田(農政課) 続きまして、25ページをご覧ください。
議案第 194号です。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数 2筆、貸付け 1人、借入れ 1人、面積 5,133 平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は 100%です。
議案第 194号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第 194号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。

続きまして議案第195号でございますが、を上程いたします。本件も委員に関する案件でありますので、農業委員会法31条の規定によりまして、塩原委員には退室をお願いいたします。

(塩原農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田(農政課) 続きまして、議案第195号です。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,954平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第195号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約をいたします。
議案第195号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております塩原委員の入室を許可をいたします。

(塩原農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第196号を上程をいたしますが、本件も委員に関係する議案でありますので、31条の規定により、三村委員には退室をお願いいたします。

(三村農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田(農政課) 続きまして、26ページをご覧ください。
議案第196号です。

合計のみ申し上げます。

合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ2人、面積3,024平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。

議案第196号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約をいたします。
議案第196号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております三村委員の入室を許可をいたします。

(三村農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第197号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員に関する案件でありますので、31条の規定によりまして、丸山茂実委員には退室をお願いいたします。

(丸山(茂)農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。

羽入田(農政課) 続きまして、議案第197号です。合計のみ申し上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,858平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第197号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約をいたします。
議案第197号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております丸山茂実委員の入室を許可をいたします。

(丸山 (茂) 農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第 198 号から 202 号 農地法第 3 条の規定による許可申請許可の件、5 件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

保科主事 それでは、3 条について説明させていただきます。

総会資料 1 ページをご覧ください。

議案第 198 号、島立 - 、現況、台帳地目ともに田、1,426 平米を さんから さんへ農業経営規模拡大のため、売買により所有権移転を行うものです。

議案第 199 号、寿北 4 丁目 - 、現況、台帳地目ともに田、2,001 平米外 11 筆、合計 1 万 4,225 平米を さんから さんへ農地保全のため、贈与により所有権移転を行うものです。

続きまして、議案第 200 号、波田 - 、現況、台帳地目ともに田、3,182 平米を さんから さんへ に伴いパイプハウスを移転するため、売買により所有権を移転するものです。

ページめくっていただきまして、議案番号 201 号、中川 - 、現況、畑、台帳地目、田、660 平米外 2 筆、合計 3,241 平米を農業経営規模拡大のため、 さんから さんへ売買により所有権移転を行うものです。

続きまして、議案第 202 号、七嵐 - 、現況、台帳地目ともに田、1,215 平米外 1 筆、合計 1,239 平米を農地保全のため、 さんから売買により さんへ所有権を移転するものです。

以上 5 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長 今、3 条 5 件について説明があったわけではありますが、198 号について、地元委員の意見をお願いいたします。島立でありますので、濱委員さん、お願いします。

濱農業委員 さんのところがもう継続して直系の跡取りというか、相続人がいないということですが、 君は、先ほど表彰を受けました島立の農作業受託者組合のメンバーでもありまして、トマト、キュウリ生産、その他の野菜生産を頑張っている後継者で、島立で今、農業をやっている中では一番若

手でございます、この方に行けば問題はないかなというふうに考えております。この方がもし俺、農業やめると言われれば、島立もちょっと考えなきゃいけないというくらいの人物ですので、問題ないと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件についてご意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約いたします。
議案第198号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたしました。
続いて、199でございますが、寿でございますので、河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 本件は、 さんから息子の さんに生前贈与するという案件です。 さんはかなりご高齢の方で、実際に今、この農地を管理しているのは さんです。いずれの農地もきちんと管理されていて、正直頭が下がるぐらいのしっかりした農業者です。問題ないと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約いたします。
議案第199号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することといたします。
続きまして、議案第200号であります。波田であります。波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 200号ですが、 さんはちょうど さんに農地が当たってしまい、

探していたところ、ほかにも当たったんですけれども、そちらのほうの方は作るということで、たまたま　さんが体を痛めて、もう農業を縮小している最中であって、お互いに近所でもあるし、話がうまい具合に進みまして、今回の話になったわけですので、よろしくお願いします。

議　長　　ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議　長　　意見がないようですので、集約いたします。
議案第 200 号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続いて、議案 201 でございますが、中川でございます。本日金子委員が欠席でありますので、事務局から説明をお願いいたします。

保科主事　　それでは、説明させていただきます。
本日欠席の金子農業委員さんのほうから、中川　　は問題ないというふうなことで意見をいただいております。

議　長　　続いて、202 もお願いします。

保科主事　　分かりました。すみません。
202 号のほうも併せて金子農業委員さんのほうから問題ないというふうなことで意見をいただいております。

議　長　　本件についてほかの皆様で質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議　長　　ないようですので、集約をいたします。
議案第 201 号、202 号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたしました。

続きまして、203号から205号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、3件及び関連がありますので、議案209号 農地法第5条の規定による許可申請の件、1件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

藤井主事。

藤井主事

農業委員会事務局の藤井です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書3ページをお願いいたします。

それでは、議案第203号、笹賀 - 、現況地目、畑、1,430平米に笹賀にお住まいの - さんが貸駐車場を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できないため、許可相当と判断いたしました。

続いて、議案第204号、梓川倭 番地、現況地目、田、6,142平米のうち2.05平米を梓川倭にお住まいの - さんが - の栽培に伴う - として一時転用をする計画です。本申請は、平成30年3月27日付で許可をした3年間の一時転用の更新申請となります。3年目である令和3年度には、地域の平均的な単収をクリアしております。こちらの農地区分は農振農用地ではありますが、一時転用であるため、許可相当と判断をしております。また、余談ではありますが、営農が順調であるということで、規模拡大を検討されているそうです。

続いて、議案第205号ですが、親子の共有名義で農家住宅を建築する関係で、4条と5条の同時申請となっておりますので、5条の議案第209号についても一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第205号、波田 - 、現況地目、畑、211平米を波田にお住まいの - さんが農家住宅建て替えに伴う敷地拡張をする計画です。

続いて、ページをおめくりいただいて、4ページをご覧ください。

議案第209号、同じく波田 - 、現況地目、畑、211平米を波田にお住まいの - さんが農家住宅建て替えに伴い、敷地拡張をする計画となっております。こちらですが、土地所有者である - さんとその息子である - さんが親子共同で農家住宅を建築するため、4条、5条の同時申請となったものです。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、また隣接地との一体利用による同一事業であり、第1種農地の面積が計画全体の3分の1を超えないため、許可相当と判断をいたしました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。

以上、よろしく申し上げます。

- 議長 長 それでは、初めに議案第203号について、地元の意見をお願いいたします。浅間でありますので、今日は岩垂さん休みななので、事務局でお願いします。
- 藤井主事 それでは、欠席の岩垂委員のほうからコメントをいただいていますので、発表させていただきます。
現地ですが、 から西に約500メートル行ったところにある沿いの農地になります。現地ですが、住宅街に接しているような農地であり、今後の農地の有効活用は見込めないということで、やむを得ないと判断しているとのことです。
以上です。
- 議長 長 現状確認をしていただきました塩原さん。
- 塩原農業委員 住宅街ということもありますし、ほかの農地に及ぼす影響はないので、問題はないと思います。
- 議長 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。
河野委員。
- 河野農業委員 駐車場ということで新設なんですけど、15台。非常に大きい駐車場になると思うんですけど、具体的に駐車場にしなきゃいけない、15台ですね。止めなければいけない理由を教えてくださいませんか。
- 議長 長 事務局でお願いします。
- 藤井主事 こちらの申請者さんですが、貸主がもうある程度決まっているようで、笹賀にある さんという運送会社さんのほうで大型のトラックを止める駐車場として、もうある程度の下話がついているとのことですが、事業自体は貸し駐車場ということで、転用本人が所有したまま、不特定多数にお貸しする形です。
- 議長 長 河野委員、いいですか。
- 河野農業委員 すみません、基本的にもう貸す方が決まっていて駐車場にするならば、5条で直接やるのが一番素直かな。これだと、4条だと、本人が貸駐車場にするという案件になってしまうんですけど、その辺のところはどうでしょうか。
- 議長 長 事務局。

藤井主事 確定しているようであれば、本来5条が望ましいかと思いますが、その
さん以外にもお貸しする可能性があるということで、5条ではなく、
4条で本人が所有をしたまま、本人の貸す事業としてのということで、事
務局のほうでは4条の申請ということで判断をしております。

議 長 どうですか。いいですか。

河野農業委員 はい。

議 長 ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

議 長 ないようですので、集約をいたします。
議案第203号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の
皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、204号、梓川梓でありますので、波田野委員さん、お願い
します。

波田野推進委員 お手元の写真であります。2月の撮影で、コケ片づけてあって何もあり
ませんけれども、春から秋にかけては、ここに箱でコケ栽培のを全面並べ
て、それでこの黒いのは防水性の防草シートを全面に張っておりますので、
草が全然生えていませんし、防水性でも地下へ浸透しますし、たまって
コケだということで、コケが水を吸うので、きれいに管理されているので、
問題ないと思います。

それで、今、反射の問題でありますけれども、住宅地等も角度からいっ
ても当たらないし、田んぼのほうを向いていますので、反射光の問題はない
と思いますし、田んぼの土手が構造改善した田んぼでしたので、結構しっ
かり土手になっていきますので、問題ないと思います。

議 長 現地調査をしていただきました塩原委員さん。

塩原農業委員 経営も順調なようですし、一時転用の更新だということで、問題はないと
思います。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い
いたします。
中川委員。

中川農業委員 質問2つあります。
まず1つ、6,142平米のうち2.05と書いていますが、2.05平方メートル。これ、写真を見たら、2.05、2平米っていうのは。

議長 藤井主事。

藤井主事 ポストの設置面積です。

中川農業委員 柱の合計の面積。了解しました。知識不足で、誠に申し訳ありません。
それと、もう一つ、経営が順調であるということですが、収量が平均単収以上で、作物がコケということで、うまいことやっておられるなという印象なんですけど、ただ、農振農用地における一時転用、これをさらに一時転用の申請であるということ、非常に慎重に行かなくてはいけない部分であるなと思うんです。

そこで、例えばコケといいますと、一般的に珍しいなという印象があるんですが、例えば平均単収というのはどれくらいのものであるとか、あるいはどこに出荷をしているんですとか、あるいは知見を有する者の意見が必要であるとか、そういったところがあるかと思うんですが、その辺のところをちょっとお示しいただけませんでしょうか。

議長 藤井主事。

藤井主事 それでは、まず地域の平均的な単収ですが、こちらの農地で換算をいたしますと、単位数がケース単位という形で、コケを栽培する用のケースがありまして、そのケース数という単位でなっておりますが、この農地におきますと、5,315ケースというのが年に採れるケース数になっております。ちなみに、様の農地では、今年度8,557ケースということで、平均的な収量をクリアしております。

主な出荷先ということなんですが、主には、昨年度であれば、信州花フェスタなどのイベントの際、日本庭園などを設置をするようなイベントに対してある程度発注がある中で、そのものを納入するということがあるそうです。

あと、コケですが、海外からもかなり注目が集まっているようで、日本庭園という形での需要が高まっているようで、そういったところへ向けての販売もされているそうです。

すみません、ご質問は。

中川農業委員 知見者。

藤井主事 あっ、知見者。すみません。
知見者ですが、実は長野県に知見を有する方というのはいらっしゃらなく

て、この方は新潟県新潟市の中央区というところにあります日本苔技術協会の経営アドバイザーの方からご意見をいただいて、実際にも来ていただいて、この さんですが、実際に新潟県にも行って研修を受けたりをしてお勉強をされ、実際にその方に見に来ていただいて、技術指導を受けていらっしゃるようで、この方の方針についての意見書もいただいておまして、この さん、現状、問題なくやられているんじゃないかということ意見をいただいているところでございます。

議 長 どうですか。
 川村補佐。

川村局長補佐 今、単収についての補足なんですけれども、面積単位でケースというと、単収いかなもんかと考えるんですけれども、いわゆる例えば1反歩当りに今、5,000ケースという話なんですけれども、その計算方式というのが、コケというのは、全部のところを1反歩植えたとしても、欠損ケースというものが出よう。そのパーセンテージを掛けた平均がおよそ5,000ケース。ですけれども、ここで実際にやったときに、その欠損が少なかったもので、8,000ケースという形でケース数の収量単位というふうになっておりますので、補足させていただきます。
 以上です。

議 長 この204号に対するほかの皆様で質問ありましたら。

[質問、意見なし]

議 長 ないようですので、集約いたします。
 議案第204号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様
 の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
 続きまして、議案205号でございます。波田でありますので、波多腰委
 員さん、お願いします。

波多腰農業委員 現地へ行って見ました。難しいんですが、写っていないこの左側のところに新しく建物が建たる予定で、そこから見た写真となっております。それで、農地として残っている部分、この白線の右側が農地であります。手前が僅かですが農地にかかるということで、今回の申請になったようです。農家住宅ですので、現在建物があって、そこへさらに造る、建て直すということのようでした。

以上です。

議長 現地確認をしていただきました塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員 現在の建物のところより少し増えるだけで、ほかの農地に及ぼす影響はないので、問題はないと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約をいたします。
議案第205号、5条の209号に関しまして、原案おとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定いたします。
続きまして、206号、島内であります。河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 島内の地籍で言うと 地籍ということですが、以前から砂利採取ということで、一時転用で砂利採取をやってきているわけですが、場所的に言うと、 という会社がありますが、 の集落の境目といいいますか、順番に砂利採取をやっているもんですから、場所的に自分の住宅のすぐ隣ということで、特に他の農地に与える影響は少ないということで、やむを得ないということでございます。よろしくをお願いします。

議長 5条で、すみません、ちょっと説明を省いて申し訳ありませんが、現地確認をしていただきました柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員 今、お話があったように、住宅の境目というか、境目にこのご本人の住宅がありますが、別に影響もそんなに大きくないというように見てまいりました。お願いします。

議長 ほかの委員の皆様で本件に関して質問、意見ありましたら。
すみません。その前に、5条の一括説明が抜けてしまいましたので、失礼しました。
藤井主事より一括説明を願います。

藤井主事 それでは、すみません、議案書4ページをお願いいたします。

それでは、すみません、議案のほう説明をさせていただきます。

議案第206号、島内、現況地目、田、2,073平米外3筆、合計8,649平米を島内にあるが砂利採取用地として一時転用する計画です。農地区分は農振農用地ではありますが、一時転用であるため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第207号、笹賀、現況地目、畑、252平米を神林のが貸家敷地として転用をするものです。申請地ですが、既に貸家敷地として農地とは認識をせず使用をしていたものになります。こちら、追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしており、またてんまつ書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第208号、五常、現況地目、田、695平米に五常にお住まいのさんが父親所有の土地を借りて農家分家住宅を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できないため、許可相当と判断いたしました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いたします。

議長 206につきましては、河野委員から説明がありまして、先ほど柳澤委員から現地確認の説明をいただきました。

ほかの委員の皆様でこれに対しまして質問、意見ありましたら、お願いたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第206号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続いて、207でございますが、委員さんが欠席でございますので、事務局で説明してください。

藤井主事 では、岩垂委員よりご報告いただいておりますので、発表させていただきます。

現地ですが、笹賀の から東へ約100メートルほど行っていただいたところにある土地になります。現況、コンクリート張りをされている駐車場とおうちの部分が農地とは知らずに転用してしまったということで、

当時も転用の許可をしていれば、許可を取れた案件ということで、やむを得ないと判断してきたとのこと。

以上です。

議長 現地確認していただきました柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員 、現在、工事中ですが、からの道路が、 へ向かう道路がこの写真の手前側になります。それで、その道路がこのお宅の敷地よりも相当、2メートルぐらい上かな。ちょうど川沿いですので、下がったような形ですが、ちょっとそういうことで、農地として活用するには、非常に困難というか、あるような場所です。やむを得ないんじゃないかと思てまいりました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようです。
ただいまから集約いたします。
議案第207号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手挙をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、208号、これも五常であります。金子委員さん欠席でございますので、藤井主事、説明をお願いします。

藤井主事 それでは、欠席の金子委員に代わり説明をさせていただきます。
現地ですが、 の の から 方面へ向かっていただいて、 を抜けたところが、ちょうど の境であります。 を越えて、右手側に旧市、五常の地籍になりますが、 という がありまして、 を渡っていただいて200メートルほど行っていただいたちょっと上り坂の上にある田んぼになります。お父さんの土地を息子さんが借り受けて農家分家住宅ということで、問題ないんじゃないかというふうにご意見をいただいております。よろしくをお願いいたします。

議長 現地確認をしていただきました柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員 写真にもありますが、1枚の田んぼの半分ぐらいですかね。この白線の中なんです、そこを使って農家分家という内容です。ここに写っている住宅が、その父親の住宅ということで、その裏の田んぼですが、水田を使ってという形です。一番手前側が水田として残るわけですが、そういう関係の農地でありまして、別に影響といいますか、ほかの方の農地に影響するような内容ではございませんので、問題ないと見てまいりましたものでございます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約をいたします。
議案第208号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第210号 相続税の納税猶予の適格者証明承認の件、1件についてを上程をいたします。
事務局から説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、総会資料5ページをご覧ください。
相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件について説明いたします。
議案第210号、水汲にお住まいの さんが岡田下岡田 - 、
1,097平米外11筆、合計3,037.22平米について納税猶予の適格者の承認を受けるものです。よろしく申し上げます。

議長 地元委員の意見をお願いいたします。中條委員さん、お願いします。

中條農業委員 1筆だけ岡田地籍になりまして、 のすぐ南なんです、1枚、ブドウを耕作して、出荷もしているんですが、現地確認をして、確認してきました。

議長 竹島委員さん。

竹島農業委員 続きまして、水汲地区と原地区でございますが、2月21日に現地確認させていただきまして、水汲の は野菜、自家用でしたが、野菜、それ

から水汲 から につきましては稲作を作っておりました。

それから、右側に行きまして、水汲の 番地につきましては、3分の2ぐらいが野菜で、あと3分の1は田んぼというようなことで、区切って耕作されていました。

それから、原の - から水汲 - 、これは1枚の田んぼになっておりまして、稲作を作っておりましたのを確認してまいりました。

以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、集約いたします。
議案210号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定をいたしました。
続きまして、議案第211号から213号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件についてを上程をいたします。
事務局から一括説明をお願いします。
保科主事。

保科主事 続きまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

総会資料6ページをご覧ください。

議案第211号、並柳1丁目にお住まいの さんが並柳 -
- 、登記、畑、現況、畑、面積85平米外1筆、合計524平米について承認を受けるものです。

続きまして、議案第212号、水汲にお住まいの さんが岡田松岡 - 外4筆、合計1,886平米、筆数5筆について承認を受けるものです。

議案第213号、惣社にお住まいの さんが惣社 - 外9筆、合計3,235.6平米について承認を受けるものです。

以上になります。よろしく申し上げます。

議 長 続いて、211号について、地元委員のご意見をお願いいたします。
青木委員さん、お願いします。

青木農業委員 並柳の さんという方なのですが、皆さんご承知かと思います。一番後ろの さんといいますと、お名前が見たことあるような方なので、お分かりになるかと思いますが、このうちのすぐ西側のところに畑がありまして、見に行きましたら、タマネギが2列だけ植えてありましたが、あとはきれいに耕作をされて、冬起こしをして、きれいになっておりましたので、ご報告いたします。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第211号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案212号でございますが、岡田、中條さん、お願いします。

中條農業委員 212ですが、22日に現地確認に行きました。岡田松岡の - とは1つの畑になっていまして、自家用の野菜、今、ハウレンソウが耕作されておりました。それと、下岡田の - ですが、これも自家用の野菜で、ハウレンソウ等々が耕作されているのを確認してきました。

以上です。

竹島農業委員 続きまして、水汲の - と - 、これも2月21日に現地確認させていただきまして、野菜を耕作されているのを確認してきました。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約いたします。

議案第212号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、213でございますが、竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 213号ですけれども、2月21日に現地確認させていただきました。こ
こは惣社のまちの中でありまして、既に市の補助をいただいて畑の中を市
道が立派にできていまして、いずれは住宅街になるということを想定され
てきましたので、この番地の区別がつかない状態でしたが、現地は道路以
外は全て、惣社の は野菜、その他は全部ブドウを栽培されている
のを確認してきました。
以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたし
ます。

[質問、意見なし]

議 長 ないようですので、集約をいたします。
議案213について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様
の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからカについて一括説明をお願いします。
保科主事。

保科主事 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。
8ページご覧ください。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決
により処理いたしました。
8ページ、非農地証明交付状況の件、2件、9ページから15ページ、農
地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、52件、16ページ、
認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件、3件、17ペー
ジから18ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、16
件、19ページ、農地法第4条の規定による届出の件、3件、20ページ、
21ページ、農地法第5条の規定による届出の件、6件。
以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

3時5分までを休憩といたします。よろしく申し上げます。

(休 憩)

議長 それでは、総会を再開いたします。

休憩前に引き続き、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、報告事項ア、令和2年度農地所有適格法人の要件等確認結果についてを上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

増澤事務員。

増澤事務員 令和2年度農地所有適格法人の要件等確認結果について報告させていただきます。

総会資料22ページから26ページです。

まず、要旨をご説明させていただきます。

こちらは、松本市で営農している農地所有適格法人から提出された年次報告について、要件に適合しているかどうかを確認し、それを報告させていただきます。

農地所有適格法人の要件を初めに確認できればと思いますので、22ページをご覧ください。

5番の参考のところになります。農地所有適格法人の要件は、主に4つございます。

まず1つ目が、法人形態要件となります。アの(ア)から(オ)にあります株式会社や合名会社、農事組合法人といった形態を取っている会社かどうかを確認しております。

2つ目、事業要件になります。こちらは直近の3年の売上高の過半が農業及び農業の関連事業であるかどうかを確認しております。

農業の関連事業ということで、こちらに米印がございますけれども、例えば農畜産物の加工であれば、自社で作った農産物を原材料にしている場合は関連事業といたしますが、全部の原材料を農家から買い取って製造・加工したような場合には関連事業とはなりません。このように、内容によっ

て関連事業となる場合、ならない場合がございます。

それから、3つ目、構成員要件。構成員要件についてです。議決権を持っている方のうち、ウの(ア)から(カ)に該当する方が議決権の2分の1を超えるかどうかという判定をしております。

最後の要件として、業務執行役員要件。業務執行役員になります。法人の取締役や理事に該当する方の過半数が議決権を保有し、かつ農業に150日以上従事しているかどうかを判定します。加えて、この役員さんの中で最低1名の方は農地で農作業を60日以上行っていただく必要がございます。

以上の要件に適合しているかどうかを各法人から提出された報告書で判定をしております。

23ページの真ん中より下には、農地法に関係する条文を抜粋しておりますので、こちらにつきましては見ていただければ幸いです。

では、22ページに戻ります。

今回確認の対象となった法人は51法人です。25ページ、26ページに一覧表にして載せてございます。

51法人のうち48法人につきましては、全て要件が適合していることが確認できました。

要件に適合しなかった3法人ですけれども、報告書が提出をされておられませんので、また文書や電話にて依頼をしております。こちらの提出がありましたら、要件を確認させていただきますので、ご了解をいただければと思います。

今年度の農地所有適格法人の要件の確認につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま事務局の説明がありましたが、質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。
本件はただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたい
と思います。
次に、報告事項ウ、山林化農地に関する非農地判断の結果についてを議題
といたします。
事務局から説明をお願いいたします。
中野主査。

中野主査 　　では、私のほうからは山林化農地に関する非農地判断の結果について報告
いたします。
総会資料27ページになります。
要旨といたしまして、令和2年度までの農地の利用状況調査の結果、既に

山林化しており、農地として再生利用が困難と判断された農地について、国の判断基準及び市の事務処理方針に基づき、非農地判断候補地の所有者に対して事前通知を送付し、その後、所有者から実施に同意しない旨の申出があった農地の除外及び再精査等により非農地を決定しましたので、その結果について報告いたします。

経過といたしまして、昨年7月から8月に委員さんご協力の下、利用状況調査を実施をいたしました。

同様に、令和2年11月30日、11月定例総会において非農地判断の実施方針についてご報告させていただきました。

12月4日、所有者に対して事前通知を送付し、申出期限といたしまして令和3年2月1日を設けさせていただきました。

今月ですけれども、2月15日、非農地判断に係る対象農地につきまして、事務局の決裁を行ったところでございます。

非農地判断を実施する農地ですけれども、27ページ中段にあるこちらの表となっております。

B判定農地につきましては、令和3年1月末時点で4,272筆、面積といたしまして234ヘクタール、このB判定農地のうち非農地判断を行う農地ですけれども、145筆、9.8ヘクタールとなっております。

地区別詳細ですけれども、29ページのほうに各地区のB判定農地の1月末現在で、実際に非農地判断を行う農地、こちらが真ん中の通り、その右側が非農地判断を行う農地のうち青地の農地となっております。一番右側の名義人数は所有者の人数となっております、100名の方となっております。

筆別詳細ですけれども、実際に各地区のどの地番の農地が非農地判断の対象地かということですので、別冊になります。別冊A4縦の令和2年度非農地判断農地一覧、非農地通知書関係、こちらが別冊となっております。こちらの2ページから5ページに、こちら、各地区の非農地判断を行う農地の一覧の記載がございますので、ご確認のほどお願いいたします。

総会資料27ページのほうに戻っていただきまして、4、非農地判断後の処理といたしまして、運用通知第4各号に規定する以下の事務処理を今後行ってまいります。

1つ目が、土地所有者に対しまして、今年4月末ですけれども、非農地通知を送付いたします。非農地通知の内容ですけれども、また別冊のほうに行ってくださいまして、6ページから17ページ、こちらのものを非農地決定といたしまして所有者全員の方にこちらの通知書を送付いたしまして、所有者の方が法務局のほうで登記されている地目を農地から山林へ登記変更をしていただくようになります。

総会資料27ページのほうにまた戻っていただきまして、非農地判断の今後の処理といたしまして、2つ目、農地台帳の整備を行います。こちらのほうは事務局のほうで農家台帳のほうに非農地決定をした筆につきまして、その非農地決定をした旨の入力を行います。

参考資料ですけれども、30ページ、31ページのほうに「農地法の運用について」の制定についての抜粋を載せております。

31ページの上段のほうの黒く塗られた部分が非農地決定を行う、松本市のほうで非農地決定を行う、森林の様相を呈している農地という文言が記載してございますので、こちらのほうをまたご確認をいただければと思います。

28ページですけれども、来年度以降、今年の4月以降ですけれども、非農地判断の手續になります。

今後も運用通知第4第1号の規定に基づきまして、農業委員会の職権による非農地判断については、毎年夏に行っていただきます利用状況調査の結果を踏まえながら、実施してまいります。

2つ目といたしまして、非農地判断に係る本市独自の事務処理方針につきましては、その変更の有無に関わらず、毎年農林部、農政課のほうと十分な調整、また確認を行ってまいります。

3つ目が、今回の非農地判断に関して、土地所有者の方から、うちの農地、まだ山林化してないんだけれどもというふうに言われた筆につきましては、今後、来年度以降の利用状況調査の調べる対象の農地としまして、またその結果を踏まえて、非農地判断の対象としてまいります。

6番、過去の非農地判断の取組ですけれども、このようになっておりますので、こちら確認いただければと思います。

参考といたしまして、農地法の関係条文、第2条と第30条を記載してございますので、こちらのほうも再度確認をしていただければと思います。

報告事項につきまして、以上です。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。
河野委員。

河野農業委員 　　非農地判断の関係で、この別冊のところに載っているものが全て山林ということになっているわけですが、「農地法の運用について」の制定について、31ページの黒塗りのところが、アの部分、これは山林で、イのところで、ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況から、農地として復元しても継続して利用することができないと見込める、イの山林ではない非農地について、踏み込んでやっていく考え方があるかどうかお聞きをしたい。

議長 　　中野主査。

中野主査 　　河野委員さんのほうから言われたとおり、このイのほうでも、こちらの部分、山林に近い部分の原野が相当するものと考えておりますけれども、こちらのほうも非農地判断していってしまうと、その原野の部分について、今は農地として登記がありますので、農地法の下で違反転用とか押さえら

れている状態なんですけれども、ここをもし今の状態で非農地決定してしまいますと、産廃の置場とか、そういうものになってしまうおそれがありますので、今の段階では、ちょっとこのイの部分については非農地判断を行っていない状況です。

今後につきましては、また農政課の担当のほうと相談をしていく中で、このイの部分についても、今後非農地判断の候補地として入れていくかどうか、また検討させていただければと思います。

また、農業振興委員会のほうでも、またこのイの部分について課題として考えていくような議論をしていただければと思いますけれども。すみません。

議長 　　いいですかね、河野委員。

河野農業委員 　　よろしく検討をお願いしたいと思います。
　　以上です。

議長 　　橋本委員。

橋本農業委員 　　この今の非農地判断でありますので、私のほうの地区で、年寄りが、80代の夫婦が最近1人、だんな様が亡くなって、子供2人いるんだけど、みんな嫁いだりして、うちを出ちゃって、もう農地は要らないと。山林にしてもらっても要らないと。そういう場合はどうしたらいいですかって私のところに相談に来たもんで、私もちょっとそういうことは分からないし、返事に困っちゃったんだけど、そういう場合はどうしたらいいですかね。

中野主査 　　そうですね、そういうご相談たまにありますけれども、事務局としても、もう農地としてできるだけ管理していってください。草刈り等をしていただいて、周りの方に迷惑をかけないように極力お願いをしている状況ですので、そのまま農地をほったらかしていいよとも当然事務局として言えないものですので、大変苦慮しています。

橋本農業委員 　　まだ利用できる農地は、やっぱり利用権設定したりして、借りてやっている人がいるんだけど、今度、この山林化にした場合、そこはやっぱり非農地にしても、そこはもう機械も何も行かない。ササは生えている。木は生えている。山林にしてもらっても要らない。だから、それをどうしたらいいですかって。寄附しろと言ったけれども、どういうふうに寄附したらいいか、それも年寄りで分からないと言うんで、これは困っちゃって、私も返事できなかった。

中野主査 　　寄附のほうも、松本市として必要な土地については寄附を受けることもあるかとは思いますが、やはりそういうようなところを市のほうで寄

附を受け付けるかという、なかなか非常に難しいことでは……

橋本農業委員 いや、これからはどんどんそういうのが出てくると思う。

中野主査 今後、そういう農地が増えてくるんですけども、それも本当に農業委員会としてちょっと考えていかないといけない事案の1つだとは考えております。

今の段階で、こうしていったほうがいいのかという回答がちょっと難しいですね、非常に。本当は維持管理していただくのが一番ですけども、当然それが難しい方もおられますので、各地域の方で守っていくというのも……

橋本農業委員 それで、冗談で、地区のお寺、あんまり財産ないから、お寺に寄附しろと言ったら、お寺も要らないって、そういうあれだ。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 非常に難しい話で、幾つもこういう話聞くんですけども、これ、奈川地区だけじゃなくて、ほかの地区でも実際あるんですが、ただ、1つ言えるのは、農地のまんまにしておく、農地法の取引となりますので、3条の許可が必要となります。ですので、1つハードルが高い。これは、皆さんもう受付をさせていただいておりますので、分かると思うんですが、非農地にすることによって、農地法の網がなくなります。ですので、所有権移転はやりやすくなる。取りあえずは非農地、取りあえずという言い方はおかしいんですが、非農地になったことによって、所有権移転が容易にできると。そういう状況にしないと、引取手もなかなか絞り込んでこれないかなというのがありますので、ぜひともそういった観点からも、農地はしっかり見ていただく中で、できるものは非農地にしていくと、そんな方向でお願いしたいと思います。

今のところ、国庫云々という話もやがて出るかもしれないんですけども、今のところ市のほうも、中野のほうからも説明ありましたとおり、受けはおりませんので、とりあえず所有権移転をしやすくするというのを、繰り返すようですが、その段を踏んでいただきたいということでお願いします。

以上でございます。

議 長 ほかにどうですか。
中條委員。

中條委員 ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、雑種地と非農地、山林というか、そういう括りというのは何かあるか。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐

まず、通常で考えますと、地目、田あるいは畑、畑ですね。これはたいがい農家台帳に乗っているんですが、地目が雑種地、原野、宅地としても農地台帳に載っている場合もたまにございます。

つまり、法務局のほうに直接、いわゆる転用許可書を添付せずに地目変更登記を申請した場合、法務局のほうから該当市町村のところに照会が来ます。これは登記変更してもいいですかという照会が来て、うちが台帳に載っていれば、それは農地転用が必要ですよとなるんですけれども、載ってなければ、別に非農地として判断します。その後に法務局のほうで確認して、ここは雑種地なのかどうなのかというのを法務局が現状を見る中で判断すると。だもんで、農業委員会のほうとして、雑種地だとか原野という定義は特には設けてないと言えればおかしいんですけれども、判断することは現実的には今の法的にはできない状況……

中條委員

1ついいですか。ちょっと、蟻ヶ崎だったんですが、原野状態で、農地ナビ見たら、農地になっていたんですね。それで、大島さんにも確認してもらったんですけれども、そこに太陽光を設置するような状況になっていたので、農地にはまずいんじゃないかと思って確認したんですが、結局は雑種地だったんです。農地ナビでは農地になっていたんですけども、そういう判断ちょっと分からなくて、例えば山際で、もう山林に非農地転換した場合に、じゃ悪いことを言うと、じゃ太陽光、農地じゃできないんで、山林にして太陽光をやっちゃうとか、そういうふうなことも考えられるんじゃないかというのがちょっと最近思っていて、ちょっと雑種地という意味合いがよく分からなくていけなんだんですけれども、それをちょっと聞きたかった。

議 長

補佐。

川村局長補佐

はっきり言う言葉はないんですけれども、今、非農地判断していく中で、木が生えているか生えていないかというのが1つの判断材料になるんです。その中で、じゃ先ほど委員さんおっしゃられたように、非農地にして、太陽光にしちゃえばやりやすい。確かに農地法の網が取れますよね、先ほど私申し上げたとおり。取れますんで、それは事実。

ただ、今、国は、先般、今年に入ってからですか、有識者会議の中で、遊休荒廃地みたいなものは、みんな非農地にしていけばどうだという意見がございまして、それを国のほうも今後考えて、政府の方針としてそういう状況でして、まだ答えは出ていません。

ただ、委員さんおっしゃるとおり、非農地にするっていうことは、場所によっては、そういうリスクがうんとあるということとして、本市のほうでは、比較的、先ほど中野のほうで説明ありましたけれども、平場のところ、山際じゃなく、山際から離れたところが山林化していても、そこを非農地にしてないというのは、そういう懸念材料が発生する可能性があるという

ことで、そこは非農地にしてない。

そういう状況ですので、ただ、先ほども申し上げましたとおり、政府のほうで、もしそういうのも全部やっていきなさいよという方針が出たときには、当市の農業委員会としても、どのようにしていくかということをもた検討していかなきゃいけないというような今、状態でございます。

以上でございます。

議 長 いいかね。

中條委員 はい。

議 長 ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

続きまして、報告事項に入ります。

初めに、報告事項ウ、令和3年度農業委員会行事計画についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐 資料は32ページからになります。

令和3年度農業委員会行事計画についてお願いいたします。

現在計画している行事案についてご報告いたします。

2番、基本方針でございますが、本年8月、委員任期満了と新委員の選任を控えておりました、基本的な考え方として、令和3年度は、令和4年度に向けて活動を本各化させるための土台づくりの1年と位置づけてまいります。

実情的な話をすれば、新しい改選になってからの計画は、新しい改選になってから具体化させるというふうなことがございますので、現段階で詳細までは議論できないかとは思いますが。

まず、(1)情報・研修委員会の事業でございます。

本日も情報・研修委員会、この後ございますけれども、こちらについては、例年どおりという形で考えておりますけれども、ただ、工のところにあります松本市の農業課活性化シンポジウムというようなものを平成27年度から2年に1度というスパンで開催してまいりましたけれども、令和3年度につきましては、委員が改選されるというふうなことの中で、ここは令和4年度に開催するために、3年度はじっくり計画を練っていけばどうかというふうなことで考えております。

33ページに移りまして、農業振興委員会の事業ということでございますが、こちらにつきましても、市長の意見書を上げるための準備期間と位置づけまして、いろいろと調査・研究を行っていけばどうかということで今のところあります。

例えばということですが、若手の農業者と意見交換をしたり、あるいは中山間地域、先ほども遊休荒廃農地の話が出ましたが、中山間地域に的を絞って、新しい振興作物の可能性に関する講演や意見交換の場を設けるというようなことも考えられるということでございます。

また、こちらにつきましては、農業振興委員会のほうでまた練っていきたいと考えております。

その下の(3)のブロック活動の考え方になります。

先月の総会でブロック長の皆様には依頼文をお送りさせていただきました。考え方として、現委員によるブロック活動、こちらはやはり活動の継続性というふうなことがありますので、8月任期満了というふうな中で、令和3年度の実施判断は各ブロックに委ねるということでございます。

もし実施する場合で、活動が8月の任期満了までに終わらない場合は、新委員が引き継ぐという形になるかと思えます。

イとしまして、新委員によるブロック活動ですが、新委員は令和3年度中にブロック活動をするか、少なくとも4年に実施するブロック活動の計画を練っていただきたいと思えます。

あと、34ページ、35ページにつきましては、令和3年度の主要会議等の日程、あるいは総会開催日程の案でございます。

34ページにつきましては、黒い太字で書いてある行が総会でございます。総会の関係は、35ページのほうに抜き出して記載してあるとおりでございます。

現在の委員体制は、7月の総会が最後になります。7月の総会は7月30日金曜日を予定してございます。

例年、7月の総会は午前中にやって、お昼までに終わらせて、午後から1泊2日程度の親睦旅行をして、これでお別れですよという形で、3年に1度実施しております。そのための積立ても今、しているところでございます。

またこちらにつきましては、新型コロナウイルスの情勢等があるわけでございますが、役員会の中で考えていききたいと思えます。

35ページに移りまして、総会の開催日程(案)でございますが、4月の総会につきましては、4月の定例総会は年次総会を兼ねて毎年やっているわけございまして、その際は、オールキャストで、推進委員の皆様もご参加いただきながら、懇親会というふうなことで計画をしているわけでございますが、先ほども会長と相談する中で、コロナウイルスの情勢ですが、まだ大人数での会食ができるかどうかということも、なかなか困難な情勢もあるかと思えます。ワクチンの開始も4月下旬からに決まったような中で、もしかしたら難しいかも。駄目なら、1つの考え方とすれば、5月31日に懇親会をやるかというような話も会長から先ほどいただきました

が、そこら辺も含めて判断させていただければと思います。

それから、8月12日、臨時総会ということで予定をしております。

関連しまして、今、新しい委員の候補者の募集を受けているわけでございます。今日、なから出そろうかなと思います。もしかしたら、土日に到着する分もあるんで、まだ分かりませんが、農業委員会のホームページには中間報告ということで、2月15日現在の受付状況について載せてございます。本日、印刷した紙でお示しはしませんでしたけれども、ホームページのぞいていただければ、中間報告として、どんな方が候補になっているかというようなことでご覧いただけたと思います。

朝出る時点では、なからめどがついて、ほぼ出そろったというような状況になってございます。

内容としては、新たな候補者が13人、なから半分新人というふうな状況でございますし、認定農業者過半要件というものがあるわけですが、それも何とかクリアできそうということでございます。

また、女性候補者の関係では農業委員が3人、それから推進委員の関係でも1人候補者が出ておるような状況でございます。またこの土日終わって、候補者が出そろったところで、来週の半ばぐらいには最新の状況をホームページ更新しまして、ご紹介、お示しできると思います。

そういうことで、8月12日に臨時総会を予定しておりますので、その日は1日仕事となりますけれども、朝一番で次期農業委員さんに辞令交付して、午前中臨時総会（第1部）、そして午後に推進委員さんへ委嘱状を交付して、第2部の臨時総会、その後夕方から懇親会、そんなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、令和3年度の計画案になります。

議長 ただいま事務局から説明がありました。これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思ひます。

次に、報告事項、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐 36ページ、37ページの関係でございますが、まず2月の関係ですが、ご覧のとおりでございますが、2月19日には人・農地プラン検討会が開かれまして、市内全地区、人・農地プラン、政府が旗を振っております。人・農地プランの実質化に向けた最終コーナーを回り終えて、あとは県へ報告を済ませれば何とかなるという段階にまでこぎ着けております。

それから、3月、当面の予定ということでございますが、見ていただければと思いますが、特にお願いしたいところでは、3月17日、本日机の上に関係する農業委員さん、JAあづみの農業委員さんを除く農業委員さんの席に配付したとおり、一般社団法人松本農業開発センターの解散総会の開催にあたりまして、出席できない方は、ぜひ委任状をお出しいただくように、そこをお願いしたいと思います。出れる委員は出ていただければと思いますし、出れない方はぜひ委任状をということで、よろしく願います。

議長 　　ただいま事務局で説明がありましたが、発言のある方の委員の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようですので、本件についてはただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

　　以上で報告事項は終了いたしました。

　　続きまして、その他の項目に入ります。

　　初めに、松本農業農村支援センターからであります。本日も小川補佐が欠席のため、事務局からお願いいたします。

　　板花補佐。

板花局長補佐 　　じゃ、本日配付しましたお手元の松本農業農村支援センターの資料をご覧ください。

　　簡単にご紹介しますと、鳥インフルエンザの関係、相変わらず警戒しなければいけないということで、注意を喚起するというふうなことで、プレスリリースをされております。

　　それから、トラクター等の農業機械の盗難が多発しておりますというようなことで、十分注意してくださいということでございますし、野焼き作業での事故多発ということで、これから野焼きシーズンになりますし、栃木県足利市での山火事というようなことで、十分気をつけていただければと思います。

　　あとご覧いただければと思います。

　　向こう1か月気象の関係が最後にありまして、当たるかどうか分かりませんが、向こう1か月、気温がかなり高くなる。また、降水量は多いということが予想されるということでございます。

　　あとはご覧いただければと思います。

議長 　　続きまして、事務局から連絡事項等をお願いいたします。
補佐。

板花局長補佐 　　私からは令和2年度農業者年金の加入推進活動記録簿の提出ということで、

こちらが10月の総会の際にお願いしてございますが、もし活動を実施した委員さんおられましたら、活動記録簿を上げていただければ、実績、に応じて報償費8,000円を支給できるという内容になりますので、ご提出をよろしくお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

議長 　　その他全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。
本日の案件は全て終了いたしました。
円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。
議長を退任をさせていただきます。ありがとうございました。

15 閉 　　会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 　　小林 弘也

議事録署名人 18番 　　前田 隆之

議事録署名人 19番 　　橋本 実嗣